

質 問 回 答 書

案件名称 行政証明書交付サービス情報端末リース

令和7年7月16日

番号	質 問 事 項	回 答
1	契約書案を開示いただけますでしょうか。また、本件は能美市と賃貸人との2者間契約でよろしいでしょうか。	契約書案は、能美市総務部管財課監理担当において閲覧することができます。 また、契約は能美市と賃貸人の2者契約、能美市、賃貸人、販売業者の3者契約どちらでも可能です。
2	本件に関する納入業務等を第三者（販売業者）へ委託する場合、落札後に提出する書類はありますでしょうか。 また、発注者様所定書式がありましたら、ご教示ください	能美市の所定様式はありませんが、落札後、賃貸人と委託先の第三者の関係がわかる書類を提出いただく場合があります。
3	過去に予算削減等により、契約解除になった事例はありますでしょうか。 また、契約解除となった場合、残リース料は一括してお支払いただく認識でよろしいでしょうか。	現時点では過去の契約解除事例はありません。
4	契約期間中に施設の統廃合や建物を取り壊すことになり、本物件を使用しなくなった場合、契約解除となり、残賃借料はお支払いただく認識でよろしいでしょうか。	ご質問にあるような場合は想定しておりません。
5	通常の動産総合保険付保にてよろしいでしょうか。 また動産総合保険の適用外事故（天変地異等）が発生し、物件が毀損・滅失した場合、本契約は解除となり、残賃料をお支払いただく認識でよろしいでしょうか。	約款（7条）に記載のとおり、双方協議して定めます。
6	設置場所建物の下記項目について 耐震工事実施済みか。又は、新耐震基準に適合の有無	当該建物は新耐震基準に適合しています。
7	物件の滅失、棄損時や修理等により一時的に機器が使用できない場合、受注者にて代替品を準備する必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	仕様書に「故障発生時は、速やかに技術員・派遣員による処理を行うこと」とありますが、修理が長期間になる場合は、代替品の準備をお願いします。
8	電子機器不足等により、受注者や納入業者等の不可抗力の影響で納入遅延となった場合、賃貸借開始時期の変更は可能でしょうか。変更した場合、遅延損害金は発生しない認識でよろしいでしょうか。	仕様書のとおり納入期限までに納入ください。
9	建設業法に掲げているような工事は含まない認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
10	本件、契約終了後の撤去は必要でしょうか。 また撤去が必要な場合、データ消去は必要でしょうか。	本案件のリース契約終了後は、機器の撤去、データ消去ともに必要です。
11	消費税等が増額となった場合、賃借人が負担するとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
12	別紙1キオスク端末の機能要件の7 キャッシュレス決済について、現時点では使用未定とのことですが、利用の際にはQRコードおよび電子マネーの2つの種別ごとそれぞれに、複数ブランドから利用するブランドを選択するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
13	仕様書4「保守業務を行うこと」とありますが、別紙4には保守サービスは別途締結と記載されています。本件は、保守やカウンター料金含まずに機器のみに賃貸借料が発生する認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。